

【性的指向・性同一性（性自認）に関する Q&A（令和元年版）付録】

「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すための政府への要望」（平成 28 年 5 月）に関する政府の対応状況

自由民主党政務調査会性的指向・性自認に関する特命委員会では、平成 28 年 5 月に政府に対して申し入れを行った「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すための政府への要望」について、要望した施策が実行されるよう累次政府と協議を行ってきました。今般、平成 31 年 3 月に改めて各省より要望した施策に関してヒアリングを行い、要望により政府が実施した事項について Q&A の付録として整理を行いました。それぞれの要望項目に対し、枠内に政府の対応を記載しています。

なお、一部の施策において、要望に先行した取り組みについても、網羅性の観点から記載しているものがあることにご留意ください。

<教育・研究>

1. 通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」（平成 27 年 4 月）、および周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」（平成 28 年 4 月）を踏まえ、性的指向・性自認が多様にあり得ることや、場合によっては個別的な対応を行うこと等に関し、学校の管理職や生徒指導担当者・人権教育担当者をはじめ教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会職員等を対象とした研修等を強化し、一層の理解を促し浸透させること。そのことを通じ、性的指向や性自認について悩みを抱える児童生徒および保護者に対し、きめ細やかな相談対応や適切な措置ができる体制を整えること。

- 都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議において、平成 27 年度から性的指向・性自認に関する周知を実施。
 - ◇ 平成 27 年度：3 回開催、のべ約 330 名出席
 - ◇ 平成 28 年度：2 回開催、のべ約 260 名出席
 - ◇ 平成 29 年度：2 回開催、のべ約 280 名出席
 - ◇ 平成 30 年度：2 回開催、のべ約 290 名出席

(1. のつづき)

- 人権教育担当指導主事連絡協議会（各都道府県・指定都市教育委員会の人権教育担当指導主事等が対象）において、平成 24 年度から性的指向・性自認に関する周知を実施。
 - ◇ 平成 24 年度～平成 30 年度：毎年 1 回開催、出席者各約 70 名

- 人権教育指導者養成研修（独立行政法人教職員支援機構主催）において、平成 25 年度から性的指向・性自認に関する周知を毎年実施。
 - ◇ 平成 25 年度：約 140 名出席
 - ◇ 平成 26 年度：約 130 名出席
 - ◇ 平成 27 年度：約 130 名出席
 - ◇ 平成 28 年度：約 130 名出席
 - ◇ 平成 29 年度：約 130 名出席
 - ◇ 平成 30 年度：約 120 名出席

2. 性的指向・性自認に関する困難を有する児童生徒や保護者に対する教育現場における具体的支援策について、既存の現場の工夫や取り組み事例を把握し全国に紹介する等、地域によって対応の差が生じないための工夫を行うこと。

- 学校における支援の具体的事例を掲載した通知や周知資料について、文部科学省の Web サイトに掲載。各種会議（1. 参照）で周知。

3. 性的指向や性自認によるいじめを含め、「いじめ防止対策推進法」および「いじめ防止基本方針」に基づいた総合的ないじめ対策を一層進めるとともに、いじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育をさらに推進すること。

- いじめ防止対策推進法に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」の平成 29 年 3 月の改定において、「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」と明記。
- 文部科学省の職員が各地の教育委員会等を訪問し、指導主事や校長等に直接説明を行う「いじめ問題に関する行政説明」において、平成 29 年度から性的指向・性自認に係るいじめの防止についても周知を実施。
 - ◇ 平成 29 年度：27 か所
 - ◇ 平成 30 年度：34 か所

4. 大学の自主的な判断に基づき、教職課程において「マイノリティの子ども」「多様なセクシュアリティと教育課程の編成の意義」等の科目が行われていることを踏まえ、先行事例や指導上の留意点など必要な情報提供を各大学に対して行うこと。

- 平成 28 年度以降、各大学が教職課程認定申請を行う際に参照する「教職課程認定申請の手引き」において、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」の URL を掲載。この手引きの活用について、教職課程認定を行う大学を対象として毎年度開催する課程認定説明会において、周知を実施した。また、平成 30 年度は、同手引きに「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の全文を掲載。

【各年度の課程認定説明会出席大学等数】

- ◇ 平成 28 年度：775 大学等
- ◇ 平成 29 年度：481 大学等
- ◇ 平成 30 年度：315 大学等

(4.のつづき)

- 平成 29 年度に開催した教職員免許法の改正に伴う再課程認定に関する説明会（出席大学等数：950 大学等）において、平成 31 年度入学生の教職課程から新たに必修化される「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目に、性同一性障害などについても含めることが可能であることを周知。

5. 医師や看護師の教育に関し、性同一性障害や性分化疾患等に関連する専門知識の一層の普及に努めること。

- 既に「医学教育モデル・コア・カリキュラム」や「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」において、性同一性障害や性分化疾患等に関して既に盛り込まれていたところ、平成 29 年 3 月に「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を改訂し「性的指向及び性自認への配慮方法を説明できる」という学修目標を新たに設けた。また、平成 29 年 10 月に策定した「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」において、「性の多様性を理解し、アセスメントできる」等の学習目標を盛り込んだ。
- これらを踏まえ、医学部や看護系学部等の関係者が集まる会議において、平成 29 年度から性同一性障害・性分化疾患に関する教育の充実を要請。
 - ◇ 平成 29 年度：9 回
 - ◇ 平成 30 年度：8 回

6. 高等教育機関におけるハラスメント（特にアカハラ）に関し、性的指向・性自認に関するものを含むことを周知し、相談等の体制を整えること。

- 各大学に対しては平成 11 年に、ハラスメント防止等に関して、相談体制の整備等の取り組みを求める通知を発出。現在、ほぼすべての大学でハラスメントに関する相談窓口等が設置されているところ。
- 学生支援、教務担当者等を対象に、平成 28 年度から、性的指向・性自認に関するものを含めたハラスメント防止にかかる適切な対応について周知。
 - ◇ 平成 28 年度：3 回
 - ◇ 平成 29 年度：9 回
 - ◇ 平成 30 年度：8 回

7. 社会教育主事について、養成講習や現職を対象にした研修等において、性的指向・性自認に関する正しい知識の普及に努め、社会教育において取り上げられる機会の増加や内容の充実を図ること。

- 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（社研）や、大学が行う社会教育主事講習において、性的指向・性自認について取り上げた。
 - ◇ 平成 28 年度：848 人受講
 - ◇ 平成 29 年度：810 人受講
 - ◇ 平成 30 年度：872 人受講
- 社研が実施する都道府県における指導的立場にある現職の社会教育主事等を対象とした研修において、性的指向・性自認について取り上げた。
 - ◇ 平成 28 年度：46 人受講
 - ◇ 平成 29 年度：34 人受講
 - ◇ 平成 30 年度：45 人受講

8. 性的指向や性自認に関する多様な学問領域における関連研究に関し、引き続き科学研究費助成事業による支援を行うこと。

- 今後とも、研究者の自由な発想に基づくボトムアップ型の研究を支援していく中で、関連研究に対する支援を行っていく予定。

<雇用・労働環境>

9. 従業員の多様な性的指向および性自認を積極的に受容する取り組みを行う企業等の事例を収集し広く情報提供を行うことにより、当事者が就職の際参照できるようにするとともに、他事業者の取り組み検討の参考に供し、後押しをすること。また職場における自主的な取り組みを促すため、ガイドラインの策定等の施策の検討を積極的に進めること。

- 労働施策基本方針（平成 30 年 12 月 28 日閣議決定）において、「多様性を受け入れる職場環境の整備を進めるため、職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進する」旨を記載。
- 平成 31 年度予算において、「職場におけるダイバーシティ推進事業」を計上。この事業により、性的指向・性自認に関する企業の取組事例等を調査・公表する予定。またこの事業による実態把握を通して、どのような対応が望ましいのか、ガイドラインの策定も含め検討する。

10. 公正な採用選考についての事業主に対する啓発・指導において、性的指向や性自認に関する内容も含めることにより、当事者が不当な取り扱いを受けることを防止すること。

- 平成 28 年 4 月、事業主向け啓発パンフレットに「LGBT 等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」と記載し厚生労働省 Web サイト上で公表し、ハローワーク等で開催される事業主向けの公正採用選考に係る研修会の中で説明。平成 29 年度版パンフレットにおいて、性的指向・性自認に関する内容をより充実。
 - ◇ パンフレット配布部数：平成 28 年度約 19 万部、平成 29 年度約 19 万部、平成 30 年度約 20 万部
 - ◇ 研修会実施回数・受講人数：平成 28 年度 621 回、57,645 人、平成 29 年度 637 回、64,518 人
- 労働局・ハローワークにおける公正採用選考担当者向けに研修資料を作成、配布。

- 1 1. 解雇や退職強要に関し、労働契約法の規定を踏まえ、単に性的指向や性自認のみを理由とする解雇、あるいは服装等を理由とする解雇が同法の規定に該当し得ることに留意し、事業主に対する必要な啓発・指導を徹底すること。

- 一般的に、解雇や退職勧奨について、労働契約法や裁判例に照らして無効となりうる旨をパンフレットに記載し、必要に応じて事業場に対して啓発指導を実施。
- 解雇等に関する労働相談があった場合には、総合労働相談コーナーで真摯に対応するとともに、相談員に対し性的指向や性自認に関する正しい理解を促すように指示している。

- 1 2. 職場における性的指向や性自認に関するいじめ・嫌がらせ等に関し、男女雇用機会均等法第 11 条および同条に基づく指針において、性的指向・性自認に関するいじめ・嫌がらせ等であっても同条および同指針におけるセクシュアルハラスメントに該当するという解釈をすみやかに通達等の手段により明確化すること。同指針については、必要な手続きを経た上で、遅滞なく上記趣旨が明示的に記載されるよう改正を行うこと。

- 平成 28 年 6 月 14 日、男女雇用機会均等法第 11 条およびセクハラ指針に係る通達において、いかなる性的指向・性自認を持つ方に対する性的言動もセクハラ指針の対象に含まれている旨の解釈を明確化する改正を実施。
- 平成 28 年 8 月 2 日、セクハラ指針における「セクハラ」には、いかなる性的指向・性自認を持つ方に対する性的言動もセクハラ指針の対象に含まれていることを明示するため、同指針の改正を実施（平成 29 年 1 月 1 日施行）。
- 平成 28 年度から、性的指向・性自認に対する不理解がセクシュアルハラスメントの背景になり得ることを事業主向けパンフレット等に記載し、周知。

13. 性的指向・性自認に関する事柄を背景としたパワーハラスメントを防止するため、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」等に関連する記述を追加すること。

- 平成28年7月に、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」に、性的指向・性自認に対する不理解によりパワーハラスメントが行われ得ることを記載し公表。同マニュアルについては、パワーハラスメント対策についてのポータルサイト「あかるい職場応援団」に掲載するとともに、都道府県労働局や関係労使団体等に配布したほか、企業向けに全都道府県で開催した「パワーハラスメント対策取組支援セミナー」においても、その内容の周知を実施。
- 平成29年度、新たに、性的指向・性自認に関するハラスメントについても総合的なハラスメント対策の中で対応すべきことを「パワーハラスメント対策導入マニュアル」に明示し、当該マニュアルを増刷。また関係団体への配布、企業向けのセミナーの場なども利用して、引き続き周知を実施。
- 企業向けセミナーは下記の通り開催。
 - ◇ 平成28年度：合計61回開催、1,953人出席
 - ◇ 平成29年度：合計62回開催、2,727人出席
 - ◇ 平成30年度：合計59回開催、3,025人出席
- なお、パワーハラスメント防止対策について、平成30年12月14日の労働政策審議会の建議を踏まえ、パワーハラスメント防止対策を法制化する法案を平成31年の通常国会に提出。

14. 都道府県労働局における総合労働相談コーナーや個別労働紛争解決制度において、性的指向や性自認に関する相談・紛争への対応も行っていることについて、一層の周知を図ること。

- 平成 29 年度から、総合労働相談コーナーや個別労働紛争解決制度において、性的指向・性自認に関連する労働問題も対象としている旨を厚生労働省の Web サイトに明記。
- 総合労働相談コーナーの相談員を対象として、性的マイノリティの方に関する労働紛争事例や相談対応についての研修を実施。
 - ◇ 平成 29 年 5 月に、47 都道府県労働局の相談員各 1 名に厚生労働省本省で研修を実施。
 - ◇ 同研修以降、各都道府県労働局において、全総合労働相談員 755 人に対して研修を実施。

15. 上記 9.~14.の各点に関し、パンフレットや Web サイト等を活用して総合的に周知に努めること。また労働基準監督署、都道府県労働局、ハローワーク等の職員や相談員について、性的指向・性自認に関する研修を充実させ、事業主や労働者に対する相談や指導が適切に行われる体制を整えること。

- 上記 9.~14.の回答の通り、既に取り組みを行っている事項については、厚生労働省の Web サイトに掲載する等の対応を実施。
- 労働局職員が LGBT 等についての理解を含め、労働局がだれにでも働きやすい職場になるよう、平成 29 年度以降毎年 4 月に LGBT 等についての研修を新規採用職員全員に実施している。
- 労働局職員の LGBT 等についての理解を一層深めるために、平成 29 年 5 月に、労働局の全職員を対象に周知・啓発を実施。

16. 国家公務員および地方公務員においても、国家公務員法第27条や地方公務員法第13条の趣旨を踏まえ、職員の任用等において性的指向や性自認に関する不当な差別なく適切に行われるよう、必要に応じて措置を講ずること。また男女雇用機会均等法第11条や人事院規則10-10第4条に基づき、性的指向や性自認に関するセクシュアルハラスメントの防止に関する措置を講ずること。各府省の人事担当者向けの勉強会の開催や、内閣人事局が実施する研修等において性的指向・性自認に関する内容を追加すること等により、各府省職員の理解の促進を図ること。自治体においても同様の取り組みを促すこと。

(国家公務員関係)

- 平成28年6月以降、人事院が実施しているハラスメント相談員セミナーにおいて、性的少数者に対する基礎知識や、避けるべき言動などについて注意喚起。
- 平成28年12月、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用通知を改正する通知を発出。平成29年1月に施行。改正内容は、性的指向又は性自認に関する偏見に基づく言動がセクシュアル・ハラスメントである「性的な言動」に含まれることの明記、および各府省において行うハラスメント防止の研修等の内容に、性的指向及び性自認に関するものを行うことの明記。
- 平成29年3月、人事院から各府省の相談員に配布するハラスメント相談員用マニュアルにLGBTに関する基礎資料を追加し、さらに同年10月に同資料を改訂。改訂後の同資料を、平成30年4月に実施した各府省新規採用者の国家公務員合同初任研修で全研修員に配布。
- 平成30年5月、人事院より、性的指向・性自認に関する基礎知識も含めた、セクハラに関する基本的事項の周知資料を各府省に提供。

(16.のつづき)

- 内閣人事局において、平成 28 年以降、「性的指向と性自認に関する勉強会」を実施。各府省等の人事担当者を対象に、性的指向・性自認に関する基礎知識や概念の習得、人事担当者が様々な場合に適切に対応するために必要な事項等の理解を促進するためのもの。
 - ◇ 平成 28 年 7 月：40 名受講
 - ◇ 平成 29 年 6 月：28 名受講
 - ◇ 平成 31 年 2 月：43 名受講

- 内閣人事局において、各府省等の新任管理者等を対象にセクシュアル・ハラスメントを含むハラスメントに関する正しい知識の習得等に資するために実施する「新任管理者のためのハラスメント防止講習（e ラーニング）」において、人事院規則 10-10 運用通知の一部改正を踏まえ、平成 29 年に実施した講習から性的指向・性自認に関する内容を追加。
 - ◇ 平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月：8,885 名受講
 - ◇ 平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月：8,202 名受講

(地方公務員関係)

- 地方公共団体における職員の任用等については、地方公務員法第 13 条により、LGBT の方々も含め、差別的な取り扱いは許されないものであり、総務省としては、この考え方に立って、今後とも必要に応じて、助言等を行う。

- 平成 28 年 12 月、総務省から地方公共団体にあてて、平成 29 年 1 月施行の人事院規則 10-10 の運用通知改正を踏まえ、各団体において適切に対応されるよう、事務連絡を発出。

17. よりそいホットライン（寄り添い型相談支援事業）においてセクシャルマイノリティラインを設置して相談対応を実施していることについて、より一層の周知徹底を図ること。また性同一性障害についても、同様に周知徹底を図ること。

- 寄り添い型相談支援事業に関し、リーフレットの配布やホームページ等の広報を既に実施していたところ、事業の一層の推進を図るため、常に携帯可能なカードサイズのリーフレットやセクシャルマイノリティラインに特化したチラシを平成28年8月から作成。自治体（福祉事務所含む）や関係機関（民生委員関係団体含む）に対して配布し、周知。
- 各自治体に設置している精神保健福祉センターにおいて実施している精神障害に関する相談に関し、平成26年度より障害保健福祉関係主管課長会議において、性同一性障害について悩んでいる方が相談しやすいようにWebサイトなどで周知している自治体の取り組みを紹介するとともに、性同一性障害の方が相談しやすい体制の整備を、毎年、各自治体に依頼。

18. 民生委員や福祉事務所のケースワーカー等、身近な福祉に対応する方々において、性的指向や性自認を原因とする困難を抱える方に適切に対応ができるよう、研修等を通じて必要な知識の周知を図ること。

- 民生委員に対する研修に関し、平成29年5月に、自治体に対し、性的指向や性自認に関することを含む研修や情報提供の充実について依頼。
- 福祉事務所のケースワーカー等について、厚生労働省が年に1回開催するケースワーカー向けの研修会において、平成29年度からLGBTに関する資料を追加。
 - ◇ 平成29年8月：300人参加
 - ◇ 平成30年8月：297人参加

19. 医療、介護、障害福祉等のサービス提供にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないこととされていることを踏まえ、利用者が性的指向や性自認を理由とした不当な取り扱いを受けないよう、改めて通知等を発出することにより監督官庁の指導を徹底させること。

- LGBTのような性的指向・性自認を持つ方も含め、医療、介護、障害福祉等のサービスを必要とする方が適切なサービスを受入れることができるよう、自治体や関係団体等に必要な周知を行い、連携して取り組んでいくことが必要であり、それぞれ下記の平成29年度以降、毎年行われる自治体向けの全国会議等を通じて周知を実施。
 - ◇ （医療について）全国医政関係主管課長会議
 - ◇ （介護について）業務管理体制検査担当職員研修
 - ◇ （障害について）障害保健福祉関係主管課長会議

20. 高齢者、障害者、児童が性的指向・性自認を理由とした虐待を受けた場合も、社会福祉施設への入所等適切な措置を講ずるよう市町村等に周知すること。

- 性的指向・性自認を理由として虐待を受けた方に対して、必要に応じて社会福祉施設への入所等の適切な措置を講じるよう、平成29年度より全国会議等を通じて周知を実施。
 - ◇ （高齢者について）全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
 - ◇ （障害者について）障害保健福祉関係主管課長会議
 - ◇ （児童について）全国児童福祉主管課長会議

21. 医療を受ける者が適切な病院を選択するための医療機能情報提供制度に関し、性同一性障害の治療に資する情報の提供についての追加を検討すること。

- 既に、性同一性障害の治療のうち、抑うつ症状等がある場合の精神療法の提供が可能な医療機関については、医療機能情報提供制度で情報提供を行っているところ。今後も、性同一性障害の治療に関連する有効性・安全性等の確認状況を踏まえながら、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」で、提供し得る医療情報について必要に応じて追加、見直し等を実施する。

22. 性同一性障害の治療におけるホルモン製剤や性別適合手術の保険適用に関し、医学的な有用性に関するエビデンスの収集に努め、整い次第中医協において適切に追加等の検討を行う。

- 性別適合手術の保険適用について、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定において、性同一性障害に関する診断と治療のガイドラインに基づき、一定の施設基準を満たす施設において実施される場合に限り、保険適用とした。
- ホルモン製剤について、現在、関連学会等からその保険適用に関する要望を受けているところ。引き続き治験によるエビデンスの収集や薬事承認等の状況を踏まえ、整い次第必要な対応を行う方針。

＜地方自治体事務＞

23. 意図せぬ性別の暴露（アウトティング）を防ぐため、住民票の写しに代え、性別の記載の省略が可能な住民票記載事項証明書[※]の交付が請求できることに関し、一層の周知を図ること。

- 男女の別を記載しない住民票記載事項証明書の交付に係る本人請求が可能であること、このような請求ができることについての住民からの問い合わせに適切に対応いただきたいこと及び庁内の関係部局と連携して住民への周知を検討いただきたいことを、平成28年12月12日付けで、各都道府県あてに通知。
- 都道府県・指定都市が参加する会議において、この取り扱いについて周知を実施。
 - ◇ 平成29年1月：全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議

24. 印鑑登録証明は法律に基づかない自治事務であり、性別の記載が必ずしも必要ではないことを通知等で地方自治体に示すこと。

- 印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取り扱いとすることが可能である旨を示した通知を、平成28年12月12日付けで、各都道府県あてに発出。23.記載の会議において、同様に周知。

25. 地方自治体において性的指向・性自認に関する当事者に配慮した取り組み等を行っている事例を収集し、把握すること。

- LGBTに関する取り組みについては様々な行政分野で行われるものであることから、所管行政分野につき、それぞれの所管省庁において、必要に応じて、地方自治体の事例の収集、把握を行っている。

＜人権啓発・人権教育＞

26. すでに人権課題の一つとして「性的指向」「性同一性障害」が取り上げられているところ、人権侵犯事件の調査救済や人権相談、人権啓発等の実施においてより一層の周知を図るとともに、適切な対応がとられるよう人権擁護委員をはじめ対応者への研修等を通じ、正しい知識の周知を図ること。

- 人権啓発に関し、平成 27 年度より、性的指向・性自認をテーマとする動画を YouTube 法務省チャンネルにおいて配信。これまで約 100 万回の再生。
- 平成 29 年、性的指向・性自認に関する人権問題を含めた職場における人権問題について解説した人権啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会」を作成。
- 性的指向・性自認をテーマの 1 つとするシンポジウムを開催。
- 人権相談において、暴行・虐待、差別待遇、強制・強要に関するものの中で、性的指向に関するものおよび性自認に関する相談も実施。
- 人権擁護委員指導者養成研修（平成 30 年度：72 名参加）、人権啓発指導者養成研修会（地方公共団体職員向け、平成 30 年度延べ 127 人参加）などにおいて、性的指向・性自認に関する講義を実施。

27. 警察、消防、刑務所、災害時の避難所等において、性的指向・性自認に関する理解促進を進め、当事者に対して適切な対応がとられるよう必要な措置を講じること。

(警察について)

- 警察は、様々な業務において LGBT 当事者に対応しているところであり、当事者の人権に配慮し適切に職務を執行するため、性的指向・性自認への理解を含め人権尊重に関する教育を実施。さらに理解促進を進めるため、性的指向・性自認を含む人権に関する執務資料を都道府県警察に配布するなどして、職員に対する教育を推進するよう指示。
- また警察の留置施設では、戸籍上の性別に従い、男性と女性を分けて留置しているが、LGBT 当事者については、例えば他の被留置者と分けて入浴させるなど、個別事情に配慮して対応。

(消防について)

- LGBT に関する基本的知識や注意すべき事項の普及を図るため、平成 30 年 3 月から消防大学校において、消防の幹部職員向け研修の中で、民間講師により LGBT に関する講義を実施。
 - ◇ 平成 31 年 3 月までに 4 回開催、285 人参加
- また各消防本部の独自の取り組みとして、市町村と協力して、職員に対する LGBT の理解促進が図られているところ（市長部局の LGBT 研修への参加等）。
- 平成 29 年度に消防庁が作成したハラスメント教材の中でも、LGBT に関する基本的知識や注意すべき事項を紹介し、各消防本部に対し、その活用を通じて LGBT に対する理解を促している。

(27.のつづき)

(刑務所について)

- 刑事施設の職員を対象として、性同一性障害等を含めた人権研修を実施している。
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、被収容者は互いに分離することとされており、性同一性障害等を有する被収容者についても、戸籍上の性別に応じた刑事施設に収容することとなる。ただし、羞恥心等に配慮する観点から、医療上・処遇上必要な配慮（入浴や身体検査等における対応要領や衣類・日用品の使用、調髪等）を実施。

(災害時の避難所について)

- 平成 29 年 4 月に公表した「平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」において、アンケートやヒアリングによる調査結果を踏まえ、「男性・女性という性別ではなく、誰もが等しく避難所で良好な生活環境が確保されるよう進めていくべきである」という意見や、「セクシャルマイノリティ」への配慮も重要であるという意見があったことを記載。

28. 内閣府「人権擁護に関する世論調査」において、性的指向に関する人権問題として「宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること」が一定挙げられていることを踏まえ、今後の外国人観光客の増加傾向等を勘案し、宿泊施設や入浴施設等あるいは観光客向けの施設において、性的指向や性自認に関し不当な差別なくかつ適切な配慮がされるよう検討を行い、必要に応じてガイドラインの策定や通知等により行うべき対応を明らかにすること（特にホテルでの宿泊におけるダブルベッドルームの予約等）。

- 旅館業法においては、男性同士・女性同士であることのみを理由とした宿泊拒否は認められていない。また、平成30年1月に厚生労働省より通知「旅館業における衛生等管理要領の改正について」を発出し、宿泊施設において、宿泊者の性的指向、性自認等を理由に宿泊を拒否（宿泊施設におけるダブルベッドの予約制限を含む。）することなく、適切に配慮していただきたい旨を周知。

29. 同調査において「アパート等への入居を拒否されること」も性的指向に関する人権問題として一定挙げられていることを踏まえ、性的指向・性自認に関する当事者を、「住宅確保用配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」における住宅確保用配慮者に位置付ける等の対策を検討し、必要な措置を講じること。

- 平成29年10月に策定した「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」において、LGBTも住宅確保用配慮者に含まれ得る者として位置付けた。
- 住宅確保要配慮者については、地方公共団体が地域の実情等に応じて、賃貸住宅供給促進計画において住宅確保要配慮者を追加することを可能としている。現在、26都道府県が同計画を策定しているが、このうち計画でLGBTを住宅確保要配慮者として追加しているのは21都道府県との状況。

<その他>

30. 上記の各施策の周知啓発にあたっては、政府広報も活用して重点的に行うこと。

- 平成 28 年 10 月、平成 29 年 4 月、10 月、平成 30 年 4 月、7 月にインターネットでの政府広報を実施。
 - ◇ スマホ Yahoo!バナー広告：約 2,100 万インプレッション(表示)、約 2 万 5,000 クリック
 - ◇ テキストサイト NewsCafe テキスト広告：約 84 万インプレッション(表示)、約 8,000 クリック

- 平成 29 年 8 月、平成 30 年 9 月に、TOKYO FM をはじめ JFN 系全国 38 局ネットのラジオでの広報を実施。
 - ◇ 平成 29 年 8 月：60 秒 CM「性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」
 - ◇ 平成 30 年 9 月：ラジオ番組「LGBT いろいろな性について考えよう！」

31. 性的指向・性自認に関する海外における動向について情報収集を行うとともに、国際的な場において日本の状況について適切な情報発信を行うこと。

- 性的指向・性自認に関連する諸外国の外交上の扱いや国内法の制定状況及び運用方法等について、我が国大使館を通じた調査等により情報を収集。

- 平成 20 年に第 63 回国連総会での「性的指向に関する宣言」採択により設立された「性的指向に関するコアグループ会合」に、創設メンバーかつアジアからの唯一のメンバーとして参加。また平成 25 年より、毎年 9 月の国連総会ハイレベルウィーク中に開催されている関連イベントに参加。また、平成 28 年 5 月の国連教育科学文化機関（ユネスコ）における、性的指向及び性自認に起因する暴力への教育分野における対応に関する閣僚級会合に参加。

32. 性同一性障害特例法の運用にあたり、改善要望等にも注意深く耳を傾け、必要に応じて対応を行うこと。

➤ 国会や各党・各会派での議論等を注視し、必要に応じて対応を行う。

33. 今回の提言内容にとどまることなく、各種相談の内容や国民的な議論、関連する研究成果等を注視し、性的指向・性自認に関する理解促進や当事者等の不当な取り扱いの防止について一層の施策の深化・強化の必要性について常に検討を続け、必要と認められるものから直ちに実施すること。

➤ 国会や各党・各会派での議論等を注視し、必要に応じて対応を行う。

以上